

世界の人権はいま

— 普遍的定期審査の現場から — (その五)



研究センター所長
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

国連安保理決議に反する北朝鮮による核実験と弾道ミサイル発射実験により、東アジアにおける安全保障上の緊張が高まっていることは、周知の通りです。日本は、一九六五年に韓国との間に日韓基本関係条約を締結し国交を正常化しましたが、北朝鮮との間には未だに国交がなく、国家として承認していない状況が続いています。

国際法には国家承認という制度があり、国家は独立を宣言しただけでは国際社会の仲間入りはできず、既存の国家から国家承認を受ける必要があります。しかし、現在では、国家承認の法的効果について、新国家は承認さ

れてはじめて国際法の主体となる創設の効果説ではなく、国家承認は単に新国家の成立を確認するにすぎないという宣言的效果説が通説ですので、未承認は政治的側面が強いともいえます。しかも、一九九一年に韓国と北朝鮮は国連に同時加盟しており、日本と北朝鮮の間には国連加盟「国」としての関係が成立しています。いずれにしても、日朝間の国交正常化交渉は二〇〇〇年の第一〇回本会議以来長らく中断していますが、その背景に、核兵器国をめざす北朝鮮の核開発の問題とともに、拉致問題があることは言うまでもありません。

実は韓国でも北朝鮮による拉致問題は存在し、韓国政府による公式認定では四八六人の拉致被害者がいるとされます。これに対し、日本政府による拉致被害者の公式認定は一七人です。日本の数十倍の数の拉致被害者がいるにも関わらず、韓国政府によるこの問題に対する動きは必ずしも活発とはいえません。こうしたことも影響しているのか、日本は強制失踪条約を批准しているのに対し、韓国は未だに同条約を批准していません。同条約は、

「強制失踪」を、国の機関等が人の自由を剥奪し、その所在を隠蔽し、法の保護の外に置くことと定義しています。まさしく拉致被害者に当てはまりますが、残念ながら、二〇一〇年に発効した同条約は、発効前に生じた北朝鮮による拉致問題に適用されることはありません。

韓国の第二回の普遍的定期審査の場において、強制失踪条約の批准が勧告されました（スペイン、アルゼンチン及びスペイン）。しかし、韓国政府は強制失踪行為の加害者の処罰や被拘禁者の登録制度の創設について国内法の改正が必要であるため、慎重な検討が必要であるとして、この勧告を受け入れませんでした。また、家事労働条約（第一八九号条約）、結社の自由及び団結権保護条約（第八七号条約）及び強制労働条約（第二九号条約）といった主要なILO（国際労働機関）条約の批准を呼びかける勧告（フィリピン、ウルグアイ）についても、いくつかのILO条約と、国内法及び自国の状況との間に矛盾があるため、さまざまな検討課題があるとして、この勧告を拒否しました。さらに、児童の養子縁組に関

する第二一条に関する留保の撤回の勧告（ドイツ、アイerland）についても、拒否しました。他方、夫及び妻の同一の個人的権利を規定する女性差別撤廃条約第一六条一項（g）への留保の撤回（スロベニア）については、必要な民法改正を検討するとして、積極的な姿勢を示しました。

この他、国連の人権保障メカニズムにおける拷問に関する特別報告者の招待を求める勧告（ベラルーシ）については、二〇〇八年に人権理事会のすべてのテーマ別特別手続について招請状を発行済みだと回答しました。日本も、同じくテーマ別特別手続の特別報告者を継続招請する姿勢を示しており、同様の態度をとっているといえます。

こうした韓国の隣国である北朝鮮の人権状況は、ある論者によれば、党内の粛清の犠牲者が一〇万人、強制収容所での死者は一五〇万人ともいわれる劣悪な状況にあります。次回は、北朝鮮の第一回普遍的審査を取り上げたいと思います。